

○上越教育大学学生懲戒調査委員会設置細則

(平成16年4月1日細則第5号)

最終改正 平成28年7月5日細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学学生懲戒規程（平成16年規程第75号）第7条第2項の規定に基づき、学生懲戒調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(任務事項)

第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項に対処する。

- (1) 事案の事実の調査に関すること。
- (2) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 調査委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教務委員会委員長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 当該事案の学生が所属又は関係するコース長
- (5) 当該事案の学生のクラス担当教員（大学院学生にあつては、専門セミナー担当教員又はアドバイザー）
- (6) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱)

第4条 前条第6号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(委員長等)

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 調査委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(調査委員会の解散)

第8条 調査委員会は、事案の完結をもって解散する。

(守秘義務)

第9条 委員は、事案の調査等に当たって、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務の処理)

第10条 委員会に関する事務は、学生支援課において処理する。

(その他)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年細則第7号 (平成20年3月21日))

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年細則第8号 (平成25年3月22日))

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年細則第12号 (平成28年7月5日))

この細則は、平成28年7月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。